

日本人駐在員給与に関する 個人所得税および法人所得税上の 留意事項について

KPMG in Mexico



現在、COVID-19の感染拡大の影響を受けて、メキシコから日本へ一時帰国されている日本人駐在員の方もいらっしゃるかと思います。メキシコで勤務する日本人駐在員の場合、駐在先のメキシコ子会社からだけではなく日本の親会社等からも給与、賞与、手当などを受領するのが一般的と考えられます。また当該費用について、日本の親会社等とメキシコ子会社との間で会社間精算するケースも多いかと思います。メキシコでは個人所得税の課税方式として全世界所得課税方式が採用されており、一方、法人所得税上損金算入可能な給与等はメキシコ子会社がCFDIを発行する場合に限定されています。目新しいテーマではございませんが、メキシコで勤務する日本人駐在員の場合メキシコ子会社で負担しているものの駐在員が直接日本の親会社等から給与等を受領していることが多いことから、本ニュースレターにおいて改めてメキシコで勤務する日本人駐在員の給与等に関する個人所得税およびメキシコ子会社における法人所得税上の留意点について解説させていただきます。

目次

1. 個人所得税上での留意点
2. 法人所得税上での留意点

1. 個人所得税上の留意点

メキシコで勤務、あるいは業務提供を行う場合、以下の居住者か非居住者のいずれの場合も、メキシコにおいてそれぞれ個人所得税が課されることとなります。

(1) 概要

① 納税義務者

メキシコ所得税法上、メキシコにおいて個人所得税の納税義務があるのは、以下の者となります。

- メキシコに居住する個人（居住者）
- メキシコ源泉所得を得る非居住者

② 居住者とは

メキシコ所得税法上、居住者は、以下の者となります。

- メキシコに住居を構える者
- メキシコおよび他国（例えば、日本やアメリカ）それぞれに住居を構える場合、重要な経済的利害関係の中心がメキシコにある者（収入合計の50%以上がメキシコ源泉所得である場合等）

③ 非居住者とは

上述のとおり、非居住者であっても日本やアメリカ等で受領する給与等がメキシコ源泉所得と考えられる場合には、メキシコにおいて個人所得税の申告義務が発生します。

非居住者としてメキシコで個人所得税の支払いが発生するケースとしては、マキラドーラの駐在員や日本親会社等からの出張者などが考えられます。

一方で、非居住者が以下のすべての条件を満たす場合、日墨租税条約や米墨租税条約における短期滞在者免税を利用でき、当該非居住者はメキシコにおいて個人所得税は課されません。

- 継続する12カ月間においてメキシコの滞在期間が183日を超えないこと
- 給与等がメキシコ法人等から支払われていないこと
- 給与等が費用の付け替え等によりメキシコ法人等によって負担されていないこと

したがって、マキラドーラの駐在員や出張者のメキシコでの勤務日数が183日以下の場合には、メキシコにおいて個人所得税は課されないという整理になります。

(2) 居住者にかかる個人所得税

① 計算方法（年度確定申告）

課税所得（所得※1－所得控除※2）×税率※3－源泉税額・税額控除

（※1）メキシコ居住者は全世界所得に対して課税されるため、メキシコ国内だけでなく日本や米国等のメキシコ国外で支給される給与、賞与、手当（家族手当、一時帰国費用等）も所得に含まれます。また、メキシコ国内で付与される家賃補助、個人所得税の会社負担分なども所得に含まれます。

（※2）所得控除には、医療費、寄付金、住宅ローンに係る利息等が含まれます（ただし、所得控除するためには、デジタルインボイス（Comprobante Fiscal Digital por Internet “CFDI”）を入手しておく必要がある点ご留意ください）。

（※3）税率（超過累進課税方式）は、以下のとおりとなります。

年間所得額		固定税額	下限値超過分に対して適用される税率
下限	上限		
0.01	6,942.20	0.00	1.92%
6,942.21	58,922.16	133.28	6.40%
58,922.17	103,550.44	3,460.01	10.88%
103,550.45	120,372.83	8,315.57	16.00%
120,372.84	144,119.23	11,007.14	17.92%
144,119.24	290,667.75	15,262.49	21.36%
290,667.76	458,132.29	46,565.26	23.52%
458,132.30	874,650.00	85,952.92	30.00%
874,650.01	1,166,200.00	210,908.23	32.00%
1,166,200.01	3,498,600.00	304,204.21	34.00%
3,498,600.01	無制限	1,097,220.21	35.00%

② 申告・納税

- 月次予定納税
- メキシコ子会社より支給される給与所得は、メキシコ子会社が源泉徴収し翌月17日までに納税することが求められます。
- 年度確定申告
- 収入のある居住者は、原則として、翌年4月末までに年度確定申告書の提出義務があります。

(3) 非居住者にかかる個人所得税

① 計算方法

メキシコ源泉所得に以下の税率（超過累進課税方式）を乗じて計算します。

年間所得額		税率
下限	上限	
0.00	125,900.00	0.00%
125,900.01	1,000,000.00	15.00%
1,000,000.01	無制限	30.00%

② 申告・納税

申告義務がある場合には、毎月算定し納税する必要があります。また、メキシコ会社を通して支払うのが一般的な方法となります。

2. 法人所得税上での留意点法

日本人駐在員がメキシコと日本等の他国それぞれにおいて給与・ボーナス・手当などを受領している場合におけるメキシコ子会社での法人所得税上の留意点は、以下のとおりとなります。

(1) 給与等の損金算入要件

メキシコにおいては企業が従業員に対して発行する給料明細に関しても電子化が要求されており、全ての給料支払いに関してはCFDIを給料の支払日以降特定の定められた日までに発行することが義務付けられています。したがって、この要件を満たさない給料は税務上損金不算入として扱われることとなります。

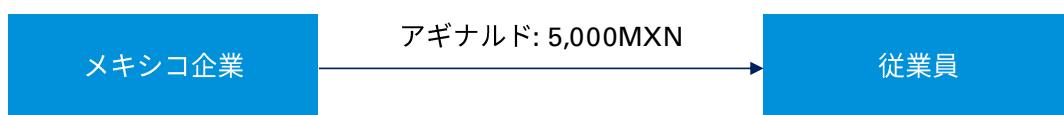
(参考_特定の報酬等の損金算入制限)

企業が従業員に支払う特定の報酬等（下記参照）については、企業の法人税の計算上、個人所得税の非課税部分の53%のみしか損金算入できません。また、前年と比較して従業員に支払われる当該ベネフィットが減少する場合、47%までしか損金算入できません。なお、PTU計算上においては当該制限は対象外となり、100%損金として取り扱うことが可能となります。

損金算入限度額の対象となる特定の報酬等とは、以下のとおりとなります。

- ✓ アギナルド
- ✓ 時間外手当
- ✓ セービングファンド
- ✓ 解雇手当
- ✓ セニヨリティプレミアム
- ✓ 年金・退職積立金への掛け金

（数値例）



[法人所得税上の取扱い]

支払アギナルド	: 5,000MXN
損金不算入額	: 1,225MXN ^{※1}
損金算入可能額	: 3,775MXN

※1 個人所得税上の非課税額2,606MXN*損金不算入割合47%

[個人所得税上の取扱い]

受取アギナルド	: 5,000MXN
非課税額 ^{※2}	: 2,606MXN ^{※4}
課税対象額	: 2,394MXN

※2 個人所得税の計算上、アギナルドはUMA (Unidad de Media y Actualización) ^{※3}の30日分については非課税となります。

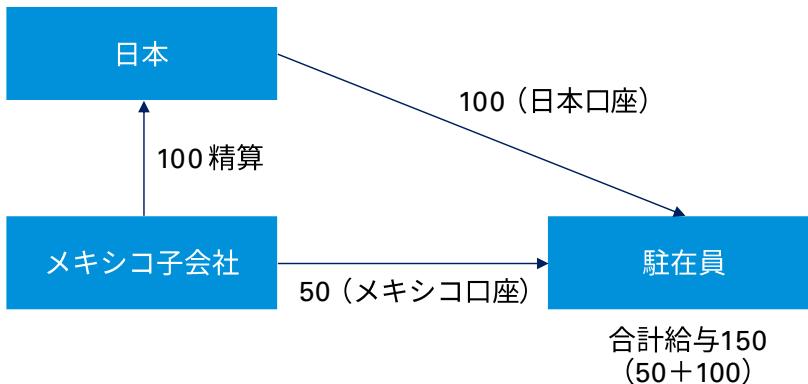
※3 UMAは、罰金の計算などをする際等、さまざまな計算の計算基準として使われています。毎年2月1日にアップデートされ、INEGI (メキシコ国立統計地理情報院) が公表しております。2020年度は、日割金額が86.88となります。

※4 @ 86.88*30日

(2) ミラーペイロール

① 背景と問題点

日本人駐在員の給与の一部について、日本親会社が日本人駐在員の日本円口座に支払いを行い、同額（あるいはその一部）をメキシコ子会社に請求しているケース、すなわちメキシコ子会社で駐在員の全世界給料を全額（または一部）を負担するケースは一般的かと思います（下表参照）。



もしメキシコ子会社側で当該日本親会社が直接駐在員に支払いした給与等について何らの処理もしなかった場合、当該日本払給与はメキシコ子会社において源泉徴収がされないことから、メキシコ子会社は当該日本払給与に関するCFDI発行ができないこととなります。上述のとおり、メキシコにおいて損金算入が可能な給料はCFDIが発行されているものに限られるため、CFDIが発行されていない当該日本払給与は、実質的には純粋な給料の立替でありながら、メキシコ子会社で給料として損金算入できないリスクが生じることとなります。

② ミラーペイロールとは

そこで、当該リスクを回避するために、メキシコ子会社においてミラーペイロールの設定を行う必要があります。

ミラーペイロールとは、日本払給与もメキシコ子会社において源泉徴収の対象とするための処理のことを言い、あたかも全額（メキシコ払給料と日本払給料）がメキシコ払給料としてメキシコ子会社より支払われているように（実際には日本払給料は日本親会社から、メキシコ払給料のみがメキシコ子会社から支払い）、駐在員の年間グローバル給与をメキシコ給与台帳にのせて処理をすることを言います。

このようにミラーペイロールの設定を行うことにより、日本払給与が損金不算入になるリスクは回避できますが、ミラーペイロールの設定を行うことによって以下のようなデメリットがある点にはご留意いただければと思います。

- 日本人駐在員のグローバル給与がメキシコ従業員に知られてしまうこと
- メキシコ払給与として日本払給与分も含めることになるため、日本人駐在員のメキシコにおける社会保険料の負担が増加すること

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihiigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。